

富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

1 改正理由

富里市国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員に被用者保険等保険者を代表する委員を加え，被用者保険等保険者からも広く意見等を聴くことにより，国民健康保険を円滑に運営する一環となると考えられること等から，所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 運営協議会の委員の追加（第 2 条関係）

運営協議会の委員に，被用者保険等保険者を代表する委員 1 人を加えます。

(2) 用字，用語の整理（第 2 条，第 5 条，第 10 条関係）

今回の改正に併せて，用字，用語の整理を行うものです。

3 施行期日

運営協議会の現委員の任期が平成 31 年 6 月 30 日までのため，平成 31 年 7 月 1 日から施行とします。

議案第 号

富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 年 月 日提出

富里市長 相 川 堅 治

富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険条例（昭和34年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

第5条を削り、第5条の2を第5条とする。

第10条第2項中「貸付け事業」を「貸付事業」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(富里市国民健康保険運営協議会)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人</u></p> <p>(一部負担金)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(保健事業)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 この市は、被保険者の療養のための費用に係る資金の<u>貸付事業</u>を行う。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成31年7月1日から施行する。</u></p>	<p>(富里市国民健康保険運営協議会)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)</u>の委員の定数は、<u>次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第5条 削除</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>(保健事業)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 この市は、被保険者の療養のための費用に係る資金の<u>貸付け事業</u>を行う。</p>

3